

関係事業主様

北海道労働基準局登録教習機関
登録番号 北労安教 第254号
(社)北海道労働基準協会連合会岩見沢地区支部
(岩見沢労働基準協会内)

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全法（第61条・施工令20条第7号）により、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務に従事する方は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方等、法定有資格者に限られております。

つきましては、この度当協会が技能講習規定に基づき、標記講習会を下記により開催いたしますので、貴事業所に於ける該当者を是非受講させていただき、クレーン等の災害防止に資するようご案内申し上げます。

記

- 開催日時及び (第2回講習)
受講科目 令和 7年 3月 4日(火)
8:50~16:20 小型移動式クレーンに関する知識(休憩時間含む)
16:20~17:20 関係法令
令和 7年 3月 5日(水)
9:00~12:10 原動機及び電気に関する知識(休憩時間含む)
13:00~14:00 学科終了試験
令和 7年 3月 6日(木) 及び 3月 7日(金)
9:00~16:00 小型移動式クレーンの運転(休憩時間含む)
16:05~17:05 実技修了試験
 - 会場 (学 科) 駅東広場 イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町南1番地7)
(実 技) (株)トッキュウ・ロジ配送センター (岩見沢市栗沢町由良213)
 - 受講資格 玉掛け技能講習修了者に限ります
 - 受講料 35,805円 (受講料・テキスト代消費税含)
 - 受付開始日及び 順次受け付け (お電話にてご予約状況をお確かめ下さい)
定 員 1講習 定員 20名に達し次第締切ります。
 - 申込方法 受講申請書に6ヶ月以内に撮影した上身無帽の写真2枚と、玉掛け技能講習修了証の写し1枚(表・裏)を添えて、持参または、現金書留みにてお申込みください。
※ お振込みの場合はご連絡下さい。
岩見沢労働基準協会 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階、
岩見沢労働基準協会内 (公社)北海道労働基準協会連合会岩見沢支部
(TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770)
 - 受講の取消 受講取り消しの場合、講習初日の前々日営業日までに申し出た場合は、返金に要す費用を除き講習料を返還いたします。
- 注 意 事 項 遅刻者については、講義開始後の入室はみとめませんので、ご注意願います。

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。

必要な書類等の問い合わせは (公社) 北海道労働基準協会連合会(011-747-6141)へ、申請は講習後2か月以内に、北海道労働局雇用助成金さっぽろセンター3F・雇用対策係季節担当(電話 011-783-1043)へ提出して下さい。